

議案第51号

杉並区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例

杉並区狭あい道路拡幅整備条例（平成元年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、杉並区内の狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする。

第2条第1号中「幅員」を「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道その他幅員」に、「一般交通」を「一般交通」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3） 後退用地 敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間（当該狭あい道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合において、その中心線からの水平距離2メートル未満で川、崖地、線路敷地その他これらに類するものに沿うときは、当該川等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離4メートルの線との間）にあるものをいう。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5） 土地所有者等 後退用地又は隅切り用地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。

（6） 支障物件 土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物

件（容易に移動させることができるもの並びに法第2条第1号に規定する建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）をいう。

第2条の次に次の5条を加える。

（区の責務）

第2条の2 杉並区は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施しなければならない。

（区民等の責務）

第2条の3 区民、事業者、建築主及び土地所有者等は、狭あい道路の拡幅に努めなければならない。

（支障物件の設置の禁止）

第2条の4 何人も、後退用地（法第42条第2項の規定により指定された道に係るものに限る。）に支障物件を設置してはならない。ただし、区長が杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（勧告、命令及び公表）

第2条の5 区長は、前条の規定に違反した者に対し、支障物件の除却その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

（代執行）

第2条の6 区長は、前条第3項の規定により同条第2項の規定による命令に従わない旨を公表された者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置する

ことが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 区長は、前項の規定により代執行をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

第3条の見出しを「（拡幅整備の事前協議）」に改め、同条第1項中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。））」を「法」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

区長は、建築主等が後退用地等のある規則で定める物件の除却及び移設等を行った場合であつて、前条第1項の規定により拡幅整備を行ったときは、予算の範囲内で、当該除却及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。

第8条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

（重点整備路線）

第8条 区長は、拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線を重点整備路線として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により指定した重点整備路線において、関係行政機関の協力を得て、拡幅整備を重点的に実施するものとする。

3 区長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（協議会の設置）

第9条 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

（1） 第2条の4の規定による禁止に関する事項

（2） 第2条の5第3項の規定による公表及び第2条の6第1項の規定による代

執行に関する事項

- (3) 前条第1項の規定による指定に関する事項
- (4) 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項
- (5) その他狭あい道路の拡幅に関する重要な事項

3 協議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第11条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第13条 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(協力依頼)

第14条 区長は、狭あい道路の拡幅に関する施策を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に情報の提供その他の協力を求めることができる。

(実施状況の公表)

第15条 区長は、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況を毎年度1回、公表しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に5条を加える改正規定（第2条の4から第2条の6までに係る部分に限る。）は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 区長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例（以下「新条例」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区行政不服審査会	会長日額 19,000円 委員日額 16,500円
------------	------------------------------

を

杉並区行政不服審査会	会長日額 19,000円 委員日額 16,500円
杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	会長日額 19,000円 委員日額 16,500円

に改める。

(提案理由)

災害時等における円滑な避難及び通行を確保する等の必要がある。

杉並区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例</u></p>	<p><u>杉並区狭あい道路拡幅整備条例</u></p>
<p><u>(目的)</u></p>	<p><u>(目的)</u></p>
<p><u>第1条 この条例は、杉並区内の狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする。</u></p>	<p><u>第1条 この条例は、区民の理解と協力の下に、杉並区内の狭あい道路の拡幅整備を推進することについて必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保と災害につよいまちづくりに資することを目的とする。</u></p>
<p><u>(定義)</u></p>	<p><u>(定義)</u></p>
<p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>
<p><u>(1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道その他幅員4メートル未満の道で<u>一般交通</u>の用に供されているものをいう。</u></p>	<p><u>(1) 狭あい道路 幅員</u> <u>4メー</u> <u>トル未満の道で、<u>一般交通</u>の用に供されているものをいう。</u></p>
<p><u>(2) 略</u></p>	<p><u>(2) 略</u></p>
<p><u>(3) 後退用地 敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間（当該狭あい道路が法第42条第2項の規定により指定された道である</u></p>	<p><u>(3) 後退用地 敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、当該狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいう。</u></p>

場合において、その中心線からの水平距離2メートル未満で川、崖地、線路敷地その他これらに類するものに沿うときは、当該川等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離4メートルの線との間)にあるものをいう。

(4) 略

(4) 略

(5) 土地所有者等 後退用地又は隅切り用地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。

(6) 支障物件 土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件（容易に移動させることができるもの並びに法第2条第1号に規定する建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）をいう。

(7) 略

(5) 略

(区の責務)

第2条の2 杉並区は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施しなければならない。

(区民等の責務)

第2条の3 区民、事業者、建築主及び土地所有者等は、狭あい道路の拡幅に努めなければならない。

(支障物件の設置の禁止)

第2条の4 何人も、後退用地（法第4条第2項の規定により指定された道に係るものに限る。）に支障物件を設置してはならない。ただし、区長が杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(勧告、命令及び公表)

第2条の5 区長は、前条の規定に違反した者に対し、支障物件の除却その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

(代執行)

第2条の6 区長は、前条第3項の規定により同条第2項の規定による命令に従わない旨を公表された者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 区長は、前項の規定により代執行をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

(拡幅整備の事前協議)

第3条 建築主は、法
第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する申請若しくは法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する通知（以下「確認

(事前協議)

第3条 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する申請若しくは法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する通知（以下「確認

申請等」という。)をする前に、拡幅整備について、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

2 略

(助成金等)

第5条 区長は、建築主等が後退用地等の内にある規則で定める物件の除却及び移設等を行った場合であって、前条第1項の規定により拡幅整備を行ったときは、予算の範囲内で、当該除却及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。

2及び3 略

(重点整備路線)

第8条 区長は、拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線を重点整備路線として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により指定した重点整備路線において、関係行政機関の協力を得て、拡幅整備を重点的に実施するものとする。

3 区長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

申請等」という。)をする前に、拡幅整備について、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

2 略

(助成金等)

第5条 区長は、第3条に規定する事前協議が成立し、建築主等が関係権利者の承諾を得て拡幅整備の全部又は一部を行った場合、そのものに対し、予算の範囲内で、後退用地等の内にある規則で定める物の除去及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。

2及び3 略

ならない。

(協議会の設置)

第9条 狭あい道路の拡幅に関する施策
の実施に関して必要な事項を調査審議
するため、区長の附属機関として、杉
並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項につい
て、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 第2条の4の規定による禁止に
関する事項

(2) 第2条の5第3項の規定による
公表及び第2条の6第1項の規定に
よる代執行に関する事項

(3) 前条第1項の規定による指定に
関する事項

(4) 狭あい道路の拡幅に関する施策
の実施状況に関する事項

(5) その他狭あい道路の拡幅に関す
る重要な事項

3 協議会は、前項各号に規定する事項
に関し、区長に意見を述べることがで
きる。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、次に掲げる者につ
き、区長が委嘱する委員7人以内をも
って組織する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第11条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第13条 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員

以外の者から必要な資料の提出を求め
ることができる。

(協力依頼)

第14条 区長は、狭あい道路の拡幅に
関する施策を実施するため必要がある
と認めるときは、関係機関に情報の提
供その他の協力を求めることができ
る。

(実施状況の公表)

第15条 区長は、狭あい道路の拡幅に
関する施策の実施状況を毎年度1回、
公表しなければならない。

(委任)

第16条 略

(委任)

第8条 略